

岐阜県公報

号 外 (土) 平 成 二 十 年 四 月 一 日

規 則

岐阜県工業試験等関係手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十四号

岐阜県工業試験等関係手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県工業試験等関係手数料の細目を定める規則（平成十二年岐阜県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表四の部一の項に次のように加える。

(六) 燃焼性試験

一件につき 二、九四〇

別表七の部中八の項を削り、九の項を八の項とし、十の項から十六の項までを一項ずつ繰り上げ、同部十七の項第一号及び第二号中「加算する」を「加算し、試験体の状況写真を一枚追加すること」に二七〇円を加算する」に改め、同項第三号額（円）の欄を次のように改める。

四、七八〇円。ただし、試験体の状況写真を一枚追加すること」に二七〇円を加算する。

別表七の部十七の項第四号中「加算する」を「加算し、試験体の状況写真を一枚追加すること」に二七〇円を加算する」に改め、同部中同項を十六の項とし、十八の項から二十六の項までを一項ずつ繰り上げ、同表九の部を次のように改める。

目 次

規 則

○岐阜県工業試験等関係手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則

（研究開発課） 一

公 示

○岐阜県家畜人工授精用凍結精液に関わる黒毛和種種雄牛区分

（同） 三

九 木工試験 手数料												
13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
耐候	摩耗	密着	製品破壊	繰り返し開閉	繰り返し荷重	耐久	硬さ	割裂	せん断	曲げ	引張り	圧縮
一件（八時間以内）につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件（二万回以内）につき	一件（四千回以内）につき	一件（五千回以内）につき	一件（五測定以内）につき	一件（五測定以内）につき	一件（五測定以内）につき	一件（五測定以内）につき	一件（五測定以内）につき	一件（五測定以内）につき
五、一六〇	二、一〇〇	一、五四〇	四、〇二〇	九、六一〇	五、一九〇	六、六八〇	二、一〇〇	一、六四〇	二、〇五〇	二、〇五〇	二、〇五〇	二、〇五〇

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公 示

。岐阜県家畜人工授精用凍結精液に関わる黒毛和種種雄牛区分
岐阜県家畜人工授精用凍結精液等配布規程（昭和四十五年岐阜県告示第二百四十八号）
第五条の規定により特別牛及び特優牛に該当する黒毛和種種雄牛区分を次のとおり公示
する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

特別牛	昭福、飛驒福桜、護熙王、第二飛驒照、福光王、竜波王、安晴王、福茂王、羅威傳王、景清三、糸福一七二の八、浜清福、若姫福、安福福、真福、福竜王、景平勝、清優福、天晴白清、利優福、福系晴、糸白桜、広景福、光安王、光系福、飛驒白真弓
特優牛	安福、飛驒白清、光平福、白清八五の三

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 文 芸 社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))